



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年5月27日
秋田地方気象台

秋田県の大雨警報（浸水害）・大雨注意報、洪水警報・洪水注意報の発表基準の変更について

秋田県内の大雨警報（浸水害）・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準について、より適切な値となるよう見直しました。

新しい発表基準は、令和3年6月3日（木）13時から適用します。

秋田地方気象台では、大雨警報（浸水害）・大雨注意報の表面雨量指数基準及び洪水警報・洪水注意報の流域雨量指数基準について、最新の災害資料を追加し、より適切な値となるよう発表基準の見直しを行いました。それぞれの発表基準を以下のとおり変更します。

- 1 変更日時 令和3年6月3日（木）13時
- 2 大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表基準を変更する市
潟上市、鹿角市
- 3 洪水警報・洪水注意報の発表基準を変更する市町村
秋田市、能代市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町

4 発表基準

6月3日13時以降、以下URLにて公表します。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/akita.html



なお、今回の変更は、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）及び洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の判定結果にも反映します。

【参考】

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

問合せ先：秋田地方気象台
防災気象官 細谷、水害対策気象官 高橋
電話 018-864-3955 FAX 018-862-5199